

浜松市応急入院指定病院指定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条の7第1項の規定に基づき、応急入院指定病院の指定に関し必要な事項を定める。

(指定基準)

第2条 法第33条の7第1項の規定に基づく応急入院指定病院の指定基準は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準」（昭和63年4月8日厚生省告示第127号）によるものとする。

(申請)

第3条 病院の開設者は、応急入院指定病院の指定を受けようとするときは応急入院指定病院指定申請書（第1号様式）を、特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定を受けようとするときは特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定申請書（第1号様式の2）に特定医師実務経験証明書（第2号様式）を添えて、市長に提出するものとする。

(指定)

第4条 市長は、前条の申請の内容を審査し、第2条の指定基準に適合すると認めるときは、応急入院指定病院又は特例措置を採ることができる応急入院指定病院として指定することができる。

2 市長は、応急入院指定病院又は特例措置を採ることができる応急入院指定病院として指定したときは、当該申請を行った病院の開設者に、応急入院指定病院指定書（第3号様式）（以下「指定書」という。）又は特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定書（第3号様式の2）（以下「特例措置指定書」という。）を交付するものとする。

3 市長は、応急入院指定病院又は特例措置を採ることができる応急入院指定病院としての指定が適当でないとき認めるときは、その旨を当該申請を行った病院の開設者に通知するものとする。

(指定期間)

第5条 指定期間は、原則として指定の日から3年以内とする。

(指定の更新)

第6条 指定書又は特例措置指定書の交付を受けた病院(以下「指定病院」という。)の開設者は、指定期間満了後、継続して指定を受けようとするときは、指定期間満了日の属する月の前月である2月の末日までに、第3条の手続きに準じて申請するものとする。

(指定の辞退)

第7条 指定病院の開設者は、指定を辞退しようとするときは、30日以上の予告期間を設けて、応急入院指定病院辞退届(第4号様式)又は特例措置を採ることができる応急入院指定病院であるときは、特例措置を採ることができる応急入院指定病院辞退届(第4号様式の2)を市長に提出するものとする。

(指定の取消)

第8条 市長は、指定病院が基準に適合しなくなると認めるときは、指定病院の指定を取り消すことができる。この場合、指定病院の開設者に対し、応急入院指定病院指定取消書(第5号様式)を交付するものとする。

(指定申請事項の変更)

第9条 指定病院の開設者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更が生じた日から10日以内に応急入院指定病院指定申請事項の変更届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 病院の名称又は所在地に変更があったとき
- (2) 病院の開設者又は管理者に変更があったとき
- (3) 精神病床数に変更があったとき
- (4) 常勤の精神保健指定医に変更があったとき
- (5) 特定医師に変更があったとき
- (6) 医療法第21条第1項第1号に規定される人員配置基準を満たさなくなったとき

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項に規定する施行日前に指定を受けている応急入院指定病院（特例措置を採ることができる応急入院指定病院を含む。）が、指定期間の満了後に継続して指定を受けようとするときは、改正前の要領第 6 条の規定にかかわらず、改正後の要領の第 6 条を適用するものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

浜松市長

病院名

所在地

開設者名

印

特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定申請書

下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として同条第1項の規定に基づき指定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。

記

申請する精神科病院の概要

精神科病院名		
所在地		
開設者名		
管理者名		
許可病床数	(総数)	床
うち措置指定病床数	(うち精神病床)	床
勤務医師数	(常勤)	人
	(非常勤)	人
うち精神保健指定医数	(常勤)	人
	(非常勤)	人
うち特定医師数	(常勤)	人
	(非常勤)	人
勤務看護師数	(常勤)	人
	(非常勤)	人
勤務准看護師数	(常勤)	人
	(非常勤)	人
勤務精神保健福祉士数	(常勤)	人
	(非常勤)	人
看護体制 (応急入院の指定を希望する病棟について、常勤換算後の人数を記載すること。)	病棟名 ()	(1) 看護師、准看護師の合計 (人)
		(2) 入院患者に対する上記(1)の人員の比率 (対1)
	病棟名 ()	(1) 看護師、准看護師の合計 (人)
		(2) 入院患者に対する上記(1)の人員の比率 (対1)

入院患者数	人
うち措置入院者数	人
うち医療保護入院者数	人
応急入院者のために確保する病床数	床
応急入院指定病院	指定(されている・されていない)
精神科救急医療施設	精神科救急医療施設(である・ではない)
夜間・救急受入件数	年間約 件
21 必要な検査体制	必要な検査を速やかに行うことができる (他機関との連携による実施を含む) (できる・できない)
22 事後審査委員会	氏名 (職種) ・ ・ ・ ・ ・
23 行動制限最小化委員会	開催回数()回/月 参加メンバー (職種) ・ ・ ・ ・ ・
	行動制限最小化基本指針の作成日時 平成 年 月 日作成
	研修会の実施頻度 開催回数()回/年
24 特記事項	

(注1) 1月末日現在の状況を記載すること。

(注2) 「23行動制限最小化委員会」欄にある「行動制限最小化基本指針」とは、行動制限について基本的考え方や、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り込んだ基本指針をいうものであること。

(注3) 「23行動制限最小化委員会」欄にある「研修会」とは、当該精神科病院における精神科診療に携わる職員すべてを対象とした、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会をいうものであること。

(注4) 「21必要な検査体制」欄にある「必要な検査」とは、頭部コンピューター断層撮影、脳波検査、基礎的な血液検査等をいう。

(注5) 指定基準第2号ただし書き中「やむを得ない事情」による指定の場合は、 「24特記事項」の欄に、その旨を記載すること。

特定医師実務経験証明書（本人用）

年 月 日

氏 名			本籍地					
現 住 所								
生年月日	年	月	日	年 齢	歳	性別	男・女	
最終学歴 及び年月	年	月	卒業・中退	医籍登録年月日 及び番号	第	年	月	日
現 在 の 勤 務 先	所在地							
	名 称							
精神障害者の 診断治療に 従事した期 間及び病院 等名	従 事 し た 期 間			従 事 し た 病 院 等 の 名 称				
	年	月	日	～	年	月	日	
	年	月	日	～	年	月	日	
	年	月	日	～	年	月	日	
	年	月	日	～	年	月	日	
	年	月	日	～	年	月	日	
	計			年	ヶ	月		
その他の診 断治療に従 事した期間 及び病院等 名	従 事 し た 期 間			従 事 し た 病 院 等 の 名 称				
	年	月	日	～	年	月	日	
	年	月	日	～	年	月	日	
	年	月	日	～	年	月	日	
	計			年	ヶ	月		
合 計			年	ヶ	月			

（注）記載上の留意事項

1. 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

第3号様式（第4条関係）

号
年 月 日

（開設者） 様

浜松市長

応急入院指定病院指定書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき、応急入院指定病院として下記のとおり指定する。

記

- 1 指定病院名
- 2 指定病院所在地
- 3 指定病床数 床
- 4 指定期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 指定の条件

第3号様式の2（第4条関係）

号
年 月 日

（開設者） 様

浜松市長

特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として下記のとおり指定する。

なお、本条の特例措置を採る特定医師については、別添のとおりとする。

記

- 1 指定病院名
- 2 指定病院所在地
- 3 指定病床数 床
- 4 指定期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 指定の条件

第4号様式（第7条関係）

応急入院指定病院辞退届

年 月 日

浜松市長

病院所在地

病 院 名

開 設 者 名

印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7
第1項の規定に基づく応急入院指定病院としての指定を辞退したいので届け出ます。

1 辞 退 理 由

2 辞退年月日

年 月 日

第4号様式の2（第7条関係）

特例措置を採ることができる応急入院指定病院辞退届

年 月 日

浜松市長

病院所在地

病 院 名

開 設 者 名

印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7
第1項の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病
院としての指定を辞退したいので届け出ます。

1 辞退理由

2 辞退年月日

年 月 日

第5号様式（第8条関係）

号
年 月 日

（開設者） 様

浜松市長

応急入院指定病院指定取消書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7
第6項の規定に基づき指定を取り消す。

記

- 1 病 院 名
- 2 病 院 所 在 地
- 3 開 設 者
- 4 指定取消年月日 年 月 日
- 5 取 消 理 由

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第6号様式（第9条関係）

応急入院指定病院指定申請事項の変更届

年 月 日

浜松市長

病院所在地

病 院 名

開 設 者 名

印

応急入院指定病院の指定申請事項等に、次のとおり変更が生じたので届け出ます。

1 変 更 事 項

2 変 更 内 容

変更前

変更後

3 変更年月日 年 月 日

4 変 更 理 由

注：特定医師を新たに追加する場合は第2号様式を添付すること。